

発 信 者	警 察 本 部 長	発 信 年 月 日	3 . 6 . 1 0
宛 先	所 属 長	担 当 課	人身安全・少年課

## ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律の公布について

### 1 趣旨

ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律（令和3年法律第45号。以下「改正法」という。）が令和3年5月26日に公布され、一部の規定を除き、本年6月15日から施行されることとなったことから、改正の経緯、改正法の概要及び留意事項について、周知徹底を図るもの。

なお、この通達において、「法」とは現行のストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）を、「新法」とは改正法による改正後の法をいう。

### 2 改正の経緯

近年、ストーカー事案において相手方の使用する自動車等にGPS機器をひそかに取り付け、その位置情報を取得する事案等が発生しているところであるが、令和2年7月、最高裁判決において、相手方が使用している自動車にGPS機器をひそかに取り付け、その位置を探索して同人の動静を把握する行為は、法で規制する「住居等の付近において見張り」をする行為には該当しない旨が判示された。

同判決を受け、警察庁では、「ストーカー行為等の規制等の在り方に関する有識者検討会」を開催し、令和3年1月、同検討会において、「ストーカー行為等の規制等の在り方に関する報告書」が取りまとめられた。

改正法は、当該報告書の内容を踏まえ、最近におけるストーカー行為等の実情に鑑み、規制対象行為の拡大、禁止命令等に係る書類の送達に関する規定の整備等を行うこととしたものである。

### 3 改正法の概要

別紙1のとおり

### 4 留意事項

別紙2のとおり

## 別紙 1

### 3 改正法の概要

#### (1) 規制対象行為の拡大

ア 次に掲げる行為を「つきまとい等」に追加して、規制の対象とすることとした。

(ア) 相手方が現に所在する場所の付近において見張りをし、当該場所に押し掛け、及び当該場所の付近をみだりにうろつく行為（新法第2条第1項第1号）

(イ) 拒まれたにもかかわらず連続して文書を送付する行為（新法第2条第1項第5号）

イ 特定の者に対する恋愛感情その他の好意の感情又はそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的で、当該特定の者又はその配偶者、直系若しくは同居の親族その他当該特定の者と社会生活において密接な関係を有する者に対し、次のいずれかに掲げる行為をすることを「位置情報無承諾取得等」とし、「つきまとい等」と同様に、規制の対象とすることとした。

(ア) 相手方の承諾を得ないで、その所持する位置情報記録・送信装置（当該装置の位置に係る位置情報（地理空間情報活用推進基本法（平成19年法律第63号）第2条第1項第1号に規定する位置情報をいう。以下同じ。）を記録し、又は送信する機能を有する装置をいう。以下同じ。）（イの(イ)の行為がされた位置情報記録・送信装置を含む。）により記録され、又は送信される当該装置の位置に係る位置情報を一定の方法により取得する行為（新法第2条第3項第1号）

(イ) 相手方の承諾を得ないで、その所持する物に位置情報記録・送信装置を取り付けること、位置情報記録・送信装置を取り付ける物を交付することその他その移動に伴い位置情報記録・送信装置を移動し得る状態にする行為（新法第2条第3項第2号）

#### (2) 禁止命令等に係る書類の送達に関する規定の整備（新法第5条第11項から第15項まで）

法第5条第1項の規定による禁止命令等又は同条第9項の規定による禁止命令等の有効期間の延長の処分について、書類を送達して行うこととともに、その送達を受けるべき者の住所及び居所が明らかでない場合には、都道府県公安委員会は、その送達に代えて公示送達をすることができることとした。

#### (3) 施行期日（改正法附則第1条）

改正法は、公布の日から起算して20日を経過した日（令和3年6月15日）から施行することとした。

ただし、(1)イ及び(2)に係る規定は、公布の日から起算して3月を経過した日（令和3年8月26日）から施行することとした。

## 別紙 2

### 4 留意事項

#### (1) 改正法の内容の周知徹底

##### ア 地域住民等に対する広報啓発活動の推進

ストーカー事案の兆候をいち早く把握し、被害の予防・拡大防止を図るため、被害者等から早期に相談等がなされるよう、地域住民に加え、関係行政機関、民間団体、学校等に対して、改正法の内容を周知徹底すること。

##### イ 警察職員に対する周知徹底

被害者等からの相談については、特定の窓口に限らず、警察本部や警察署の担当課、警察署の当直、交番、駐在所等の様々な部署に寄せられ、対応する可能性があることから、全ての職員に対して、改正法の内容を周知徹底すること。

#### (2) 被害者等の安全確保を最優先とした対応の推進

改正法を適切に運用し、引き続き、被害者等の安全確保を最優先として、加害者の検挙措置や禁止命令等の行政措置の実施等の対応を推進すること。

#### (3) 法改正の趣旨を踏まえた適切な対応

改正法の施行にあたり、次の対応を徹底すること。

##### ア 相談に対する適切な対応等について

被害者等からの相談については、いかなる部署に相談が寄せられた場合であっても、適切に相談に対応できる体制を整備するほか、被害者等の要望等に応じて、女性警察官が対応するなど、被害者等の負担を軽減し、二次被害を与えないよう配慮するとともに、関係機関と必要な連携協力を行うこと。

また、関係機関を含めた相談窓口及び早期の相談の重要性について、被害者等への周知を図ること。

##### イ 禁止命令等の行政措置の実施について

改正法により、禁止命令等又は禁止命令等の有効期間の延長の処分について、書類を送達して行うこととされるところ、禁止命令等の対象者に対する抑止効果等を踏まえ、禁止命令等は引き続き原則として禁止等命令書等を直接交付して行うこと。

##### ウ ストーカー事案の加害者の治療及び更生のための取組について

ストーカー事案の加害者による再犯を防止するため、加害者の対応方法やカウンセリング・治療の必要性について地域精神科医等の助言を受け、加害者に受診を勧めるなど、地域精神科医等との連携を推進すること。

また、加害者本人やその家族等からのカウンセリングや治療等に係る相談に応じることについても周知を図ること。